

公 告

支担当第202号
令和6年11月20日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
（ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。）
- 2 入札日時 令和7年1月15日（水） 10:30
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室（A棟 15階東側）（紙による入札がある場合のみ）
- 4 入札参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
 - （4）格付けされている令和4年度から令和6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること（任意様式）。

（提出期限： 令和6年12月9日（月） 12:00 ）

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 役務請負契約条項（基本契約条項）
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※1
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※2
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（該当する場合）
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※1及び※2は、別紙1及び別紙2を確認されたい。
- 10 入札に付する事項
(1) 件名 携帯電話用装置のシステム維持
(2) 要求番号 24K2E6088
(3) 規格 仕様書のとおり
(4) 数量 1式
(5) 履行場所 仕様書のとおり
(6) 履行期限 令和7年3月1日～令和8年2月28日
- 11 入札に関する条件 **仕様書第2.7項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第4.4項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限： 令和6年12月9日(月) 12:00)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- 12 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、 令和7年1月14日(火) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和7年1月9日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書（内訳を含む）を提出されたい。
令和6年12月9日(月) 12:00 まで（メール又はFAX可）（**見積書提出先**）大久保： jlokubo@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 入札説明会は実施しない。
- 13 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当：山下
TEL：03-3268-3111（内線30197） FAX:03-5269-3282 MAIL：jlyamashita02@ext.is.mod.go.jp

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

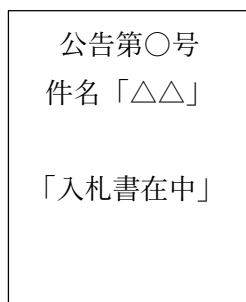
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

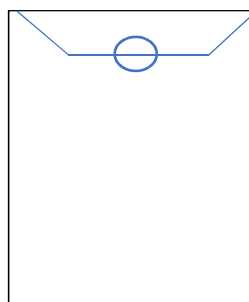
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

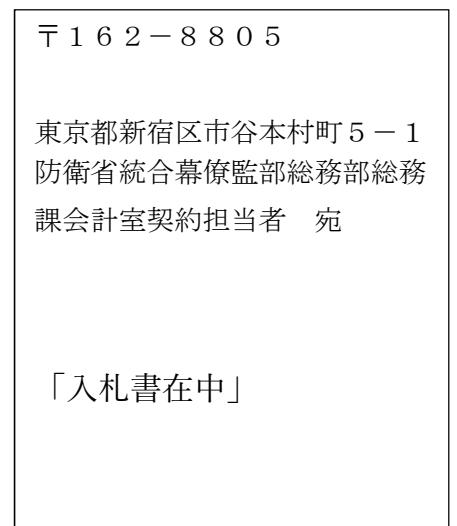


内封筒（裏）

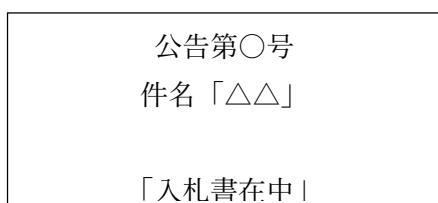


外封筒

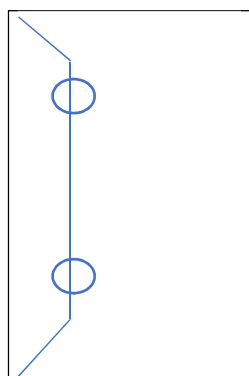
(内封筒が入るサイズ)



又は



又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEP S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(GEP S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法 (該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合におけるの実施日時については、入札時に連絡する。

調達要求番号：24K2E6088

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 2 - 6 0 4 1 B
携帯電話用装置のシステム維持	作成年月日	令和5年 1月31日
	改正年月日	令和6年11月19日
	作成担当部課等	統合幕僚監部 指揮通信システム部

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、携帯電話用装置（以下“本装置”という。）のシステム維持について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、付表1による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下“情報セキュリティ通達”という。）
- 4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 6) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 7) 中央指揮所への立入手続に関する達（平成20年自衛隊統合達第29号）
- 8) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定。令和6年5月31日）（以下“標準ガイドライン”という。）
- 9) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 解説書（デジタル庁。令和5年3月31日）（以下“標準ガイドライン解説書”という。）
- 10) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（デジタル庁。令和5年3月31日）（以下“標準ガイドライン実践ガイドブック”という。）
- 11) 情報資産管理標準シート作成要領（1.0版）（内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室総務省 行政管理局。令和2年12月24日）
- 12) 著作権法（昭和45年法律第48号）

b) 仕様書

- 1) JSO-22-6013 電子計算機借上（携帯電話用）（04換装）
- 2) JSO-24-6007 電子計算機借上（携帯電話用）（06増設）

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) JSO-13-6031A 秘匿携帯電話プログラムの改修等
- 2) JSO-15-6045 携帯電話端末等用プログラムの改修等
- 3) JSO-16-6004 携帯電話装置等用プログラムの改修等
- 4) JSO-17-6013 携帯電話装置等用プログラムの改修等
- 5) JSO-17-6047A 携帯電話装置等用プログラムの改修等
- 6) JSO-20-6026 携帯電話装置等用プログラムの改修等
- 7) JSO-15-6024H 防衛情報通信基盤（DII）の設計（令和5年度）（収容設計等）
- 8) JSO-24-6005 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（06換装）

2 要求事項

2.1 背景及び目的

近年、国際情勢が劇的に変化していく中で、日本を取り巻く安全保障環境は急激に不確実性を増し、諸外国からの脅威への対処や防衛協力・交流等、防衛省・自衛隊が担う役割や活動の場面が大幅に広がっている。こうした状況において、秘匿性の高い情報をよりリアルタイムに伝送・共有する必要性、世界中どこにいても保全を確保してコミュニケーションする必要性及び現場の部隊指揮官と密に情報共有する必要性が増している。

一方で、情報通信システムに関連する技術の進歩は年々速度を増しており、特にモバイルデータ通信においては5Gサービスによる高速大容量及び低遅延のインフラ環境が整備され、スマートフォンの利便性が向上している。

JSO-22-6013及びJSO-24-6007によって整備された本装置は、秘匿携帯電話端末を使用して移動先等にて秘匿電話、メール及びメッセージを送受信する、という防衛省・自衛隊における指揮・統制活動の一部を継続する目的で使用する必要性から構築された装置である。本契約は、本装置の運用可能状態を保持するとともに、本装置が秘匿アプリケーションとともにシステムとして発揮する機能・性能の最適性を確保するため、システム全体として統制のとれた一貫性のある維持管理活動を実施するものとする。

2.2 一般事項

本契約の実施にあたり、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.3 契約履行期間

令和7年3月1日～令和8年2月28日

2.4 作業実施場所

作業実施場所は契約相手方の事業所内を基準とし、必要に応じて主局又は副局において作業を実施するものとする。

2.5 作業従事者

- a) 契約相手方は、本契約の確実な履行を確保するためのプロジェクト作業従事者を確保するものとする。
- b) 契約相手方は、作業体制の品質確保のためプロジェクト実施責任者をプロジェクトに配置し、契約履行期間満了まで継続してプロジェクト責任を担務するものとする。
なお、プロジェクト実施責任者に変更が生じる場合は事前に調達要求元の確認を得るものとする。
- c) 契約相手方は、**表3**に示す設計書を分析・理解できる人員を配置するものとする。
- d) 契約相手方は、防衛省が実施する他の事業（防衛省携帯、防衛情報通信基盤（D I I）, 市ヶ谷LAN, 専用通信）との間で円滑な調整を行うことができる体制を有するものとする。

2.6 実施事項

2.6.1 システム維持実施計画書の作成

契約相手方は、統合幕僚監部指揮通信システム部（以下“要求元”という。）と調整のうえ、履行体制及び作業計画等を**システム維持実施計画書**として作成し、契約後速やかに官側の確認を得た上で提出するものとする。

なお、副局における作業等については契約相手方と協議の上、要求元が作成する**作業指示書**（付紙様式）に基づいて作業を実施するものとする。

2.6.2 操作及び運用についての支援

契約相手方は、本装置の円滑な維持運用を支援するため、問い合わせ窓口を設置し、利用者及び端末管理者からの問い合わせ並びに各種依頼への対応（ヘルプデスク）を実施するものとする。実施内容は**付表2**によるものとし、受付窓口は24時間対応を基準とするものとする。

なお、利用者及び端末管理者からの問い合わせ並びに各種依頼への対応を**ヘルプデスク報告書**として取りまとめ、毎月、官側へ提出するものとする。

また、令和7年度の増設予定に伴い、官側にて実施する端末キッティングを支援するための問い合わせ対応も実施するものとする。

2.6.3 障害管理

契約相手方は、本装置に係る障害に対応し、運用中断を局限するため、**付表3**の項目を実施するものとする。

なお、障害管理について**障害対応報告書**として取りまとめ、毎月、官側へ提出するものとする。

2.6.4 ぜい弱性調査等

契約相手方は、ぜい弱性調査等として、次の事項を実施するものとする。

- a) **ぜい弱性及び影響度調査** 契約相手方は、秘匿携帯電話端末に適用されているAndroid OS等、**JSO-22-6013**及び**JSO-24-6007**により整備された機材等について、各装置の既知の不具合等情報、OS・ファームウェア・ソフトウェア等のバージョンアップ及びそれらによる秘匿携帯電話プログラムへの影響を調査し、その都度、要求元へ報告するものとする。また、都度報告した調査結果については、改めて**ぜい弱性調査結果報告書**及び**影響度調査結果報告書**としてとりまとめ、**表2**のとおり年に3回、官側に提出するものとする。

b) 中央クラウド、防衛情報通信基盤（D I I）及び市ヶ谷LANに対する所要調査に係る技術的支援

契約相手方は、官側の指示に基づき本装置に必要な回線帯域やライセンス数等の情報をとりまとめた技術資料を作成し、官側の中央クラウド、防衛情報通信基盤（D I I）及び市ヶ谷LANに対する所要調査を支援するものとする。

2.6.5 改善等要望検討に係る技術的支援

契約相手方は、本装置に対する改善等要望を受け付け、要望事項の整理、影響範囲を踏まえた要望事項の分析及び評価を実施した上で、**要望事項管理報告書**（様式任意）としてまとめ、年に1回、官側へ提出するものとする。

なお、利用者・端末管理者との調整においては要求元の支援を得られるものとする。

2.6.6 各種データの整備に係る支援

契約相手方は、官側の保有する各種データの整備等に関し、次の事項を実施するものとする。

- a) **共通アドレス帳の整備に係る支援** 組織の変更、人事異動及び端末の再配布等に伴い発生する共通アドレス帳の変更作業について、官側が作成した変更データの整合性チェック、対象機器への適用及び確認作業を支援するものとする。
- b) **端末管理表の更新に係る支援** 秘匿携帯電話端末の使用者変更等、故障等に伴う端末管理表の更新を支援するものとする。また、更新内容を対象機器へ適用する作業を支援するものとする。
- c) **認証情報管理表の更新に係る支援** 秘匿携帯電話端末の使用者変更等、故障等に伴う認証情報管理表の更新を支援するものとする。また、更新内容を対象機器へ適用する作業を支援するものとする。
- d) **データ整備報告書の作成** データ整備作業の内容を取りまとめ、作業履歴を整理したデータ整備報告書を作成し、官側に提出するものとする。

なお、**データ整備報告書**は6か月に1回、取りまとめるものとする。

- e) **テレビ会議及び階層化アドレスの整備に係る支援** 秘匿携帯電話端末の使用者変更等に伴うテレビ会議アカウントの整備及び組織の変更・人事異動に伴う階層化アドレスの整備を支援するものとする。

2.6.7 稼働状況の分析に係る支援

契約相手方は、本装置の稼働状況の分析を支援するため、次の事項を実施するものとする。

- a) **稼働状況の分析及び評価** J S O - 2 2 - 6 0 1 3 及び J S O - 2 4 - 6 0 0 7 により整備された機材等の稼働状況について、ログ等の採取等により稼働状況の実績を取りまとめた上、秘匿携帯電話プログラムの運用に与える影響を分析し、評価を実施するものとする。
- b) **稼働状況報告書** 稼働状況の分析及び評価の結果を**稼働状況報告書**としてまとめ、官側に提出するものとする。

なお、報告書は表2のとおり年6回、取りまとめるものとする。

2.6.8 ソフトウェアのバージョンアップ対応

契約相手方は、J S O - 2 2 - 6 0 1 3 及び J S O - 2 4 - 6 0 0 7 により整備された機材等の内、主局及び副局に設置されている機材等において、OS・ファームウェア・ソフトウェア等のバージョンアップ対応を実施するものとする。また、実施前の事前検証と実施後の動作確認作業を行うものとする。

なお、事前検証にあたっては、2.6.4を踏まえ運用への影響を分析した上で、官側と調整を行うも

のとする。

2.6.9 ラボ環境の維持

契約相手方は、ラボ環境の維持について、次の事項を実施するものとする。

- a) **主局及び副局との整合作業** 契約相手方は、**JSO-22-6013**及び**JSO-24-6007**により整備された機材等の内、ラボ環境に設置されている機材等において、**2.6.8**に先立ってOS・ファームウェア・ソフトウェア等のバージョンアップ対応及び動作確認を実施するものとする。
- b) **実践教育支援** 契約相手方は、2四半期に1回、年に2回（2日間/回）、ラボ環境を用いた官側への実践教育支援を実施するものとする。細部は、官側との調整による。

2.6.10 令和7年度携帯電話用装置増設対応

令和7年度末に秘匿携帯電話端末の増設（数百台）を予定しており、それに伴い本装置についても令和7年度に増設を予定している。契約相手方は、増設後も本装置が発揮している性能を確保するため、**JSO-22-6013**及び**JSO-24-6007**により整備された機材等への設定変更及び秘匿携帯電話プログラムの最適化を実施するものとする。

2.6.11 秘匿携帯電話端末の増設に伴うユーザ登録作業

秘匿携帯電話端末の増設予定に伴い、**JSO-24-6005**、**JSO-22-6013**及び**JSO-24-6007**にて整備された以下のサーバへ新規ユーザの登録を行うものとする。

- 1) 秘匿携帯システム管理装置（主局用）・（副局用）
- 2) 秘匿携帯システム管理装置（MAM）（主局用）・（副局用）
- 3) 秘匿携帯システム管理装置（共通電話帳）（主局用）・（副局用）
- 4) ADサーバ
- 5) RADIUS（主局用）・（副局用）

2.6.12 令和7年度市ヶ谷LAN換装対応

契約相手方は、令和7年度に予定されている市ヶ谷LAN換装に伴うネットワーク切り替え時の事前調整、事後の動作確認等を実施するものとする。

2.7 実施体制

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業務等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領によるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

表 1 に示す書類等を作成し、官側に提出するものとする。

なお、作成要領の細部については、要求元との調整によるものとする。

表 1－提出書類等

番号	名称	提出期限	とりまとめ回数	提出部数		提出先	様式
				紙	CD-R		
1	システム維持実施計画書	契約後、すみやかに	年 1 回	各 1 部	各 1 部	統合幕僚監部 指揮通信システム部（CD-R） 自衛隊サイバー防衛隊（紙）	適宜
2	データ整備報告書		年 2 回				
3	稼働状況報告書		年 6 回				
4	ぜい弱性調査結果報告書		年 3 回				
5	影響度調査結果報告書		年 3 回				
6	要望事項管理報告書		年 1 回				
7	ヘルプデスク報告書		年 1 2 回				
8	障害対応報告書		年 1 2 回				
9	知的財産管理報告書		年 1 回				
10	情報資産管理標準シート		表 2 による				<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の内訳は、契約締結後速やかに ・その他は官側が指定した期日までに
<p>注記 1 提出書類は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする</p> <p>注記 2 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方」の周知についてに準拠すること</p> <p>注記 3 紙媒体の用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。</p> <p>注記 4 電子媒体はウイルスチェックを実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。</p> <p>注記 5 電子媒体による提出については、PDF 形式での作成を基準とし、提出すること。ただし、図表等の元データも併せて提出すること。</p> <p>注記 6 各提出書類は、それぞれの提出期限までに電子データにて提出先に提出し、納期までに同一電子媒体に集約して改めて提出するものとする。</p>							

表2－提出書類等の提出期限

	提出書類	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
携帯電話用装置のシステム維持	システム維持実施計画書	★												
	データ整備報告書							◎					◎★	
	稼働状況報告書			◎★		◎★		◎★		◎★		◎★	◎★	
	ぜい弱性調査結果報告書					◎★				◎★			◎★	
	影響度調査結果報告書					◎★				◎★			◎★	
	要望事項管理報告書												◎★	
	ヘルプデスク報告書		◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★◎★
	障害対応報告書		◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★	◎★◎★
	知的財産管理報告書													★
	情報資産管理標準シート	★												★

凡例 ◎：とりまとめ ★提出

4.2 貸付品

契約相手方は、表3に示す品目及び官側が必要と認めるものについて、官側と調整のうえ、無償で貸付を受けることができる。ただし、表3に示す貸付品の変更版等がある場合、それを含めて貸付を受けることができる。

表3－貸付品

番号	文書名	種類、数量及び単位	秘区分	貸付期限	貸付場所及び返納場所
1	秘匿アプリケーションプログラム	1式	－	契約締結後～納期	官側の指示による。
2	秘匿アプリケーションプログラム詳細設計書	1式	－		
3	秘匿アプリケーションプログラム取扱い説明書	1式	－		
4	規約管理等プログラム	1式	－		
5	規約管理等プログラム詳細設計書	1式	－		
6	規約管理等プログラム取扱い説明書	1式	－		
7	電話帳プログラム	1式	－		
8	電話帳プログラム詳細設計書	1式	－		
9	電話帳プログラム取扱い説明書	1式	－		
10	防衛情報通信基盤（D I I）全体設計書「注意」	1式	注意		
11	防衛情報通信基盤（D I I）全体設計書（追録版）「注意」	1式	注意		

表3-貸付品(続き)

番号	文書名	種類, 数量 及び単位	秘区分	貸付期限	貸付場所 及び返納場所
12	防衛情報通信基盤(DII) 共通部詳細設計書「注意」	1式	注意	契約締結後 ～ 納期	官側の指示に よる。
13	防衛情報通信基盤(DII) 共通部詳細設計書(追録版) 「注意」	1式	注意		
14	防衛情報通信基盤(DII) クローズ系詳細設計書「注意」	1式	注意		
15	防衛情報通信基盤(DII) クローズ系収容設計書(追録 版)「注意」	1式	注意		
16	防衛情報通信基盤(DII) クローズ系収容設計書「注意」	1式	注意		
17	防衛情報通信基盤(DII) 市ヶ谷構内ネットワーク詳細 設計書(追録版)「注意」	1式	注意		
18	防衛情報通信基盤(DII) 市ヶ谷構内ネットワーク収容 設計書(追録版)「注意」	1式	注意		
19	防衛情報通信基盤(DII) 市ヶ谷構内ネットワーク収容 設計書「注意」	1式	注意		
20	防衛情報通信基盤(DII) 回線効率化部収容設計書(追 録版)「注意」	1式	注意		
21	防衛情報通信基盤(DII) 回線効率化部収容設計書「注 意」	1式	注意		
22	防衛情報通信基盤(DII) クローズ系デザインシート (追録版)	1式	—		

4.3 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)を適用するものとする。

4.4 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。)その他の非公知の情報(以下「保護すべき情報等」という。)の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 サプライチェーン・リスク対応

契約の相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づく所要の手続を実施するものとする。

契約相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

4.6 施設の立入

施設の立入については、**中央指揮所への立入手続に関する達**によるほか、官側の指示に従うものとする。

4.7 情報資産管理標準シートの提出

契約相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの「別紙3 調達に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容」（以下“別紙3”という。）の以下に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シートを提出するものとし、細部は官側と調整すること。

- a) **契約金額の内訳** 契約の相手方は、別紙3の1項に従い、標準ガイドライン別紙2「情報システムの経費区分」に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに作成し、提出するものとする。
- b) **その他** 契約の相手方は、別紙3の2項1)及び2)に従って作成した情報資産管理標準シートを官側が指定した期日までに提出しなければならない。

4.8 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地・基地等における施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水等の無償使用
- c) 現地への機器等の搬入時の立会、保管場所の提供、搬入機器及び器材の保管
- d) 関連文書等の閲覧
- e) その他、契約履行に必要な事項

4.9 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（**著作権法**第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約

相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。

- b) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- c) 官は、契約相手方から、**a)**により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) **c)**にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、**a)**により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及び**b)**ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、**知的財産管理報告書**を作成し、官に提出して行うものとする。

4.10 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項**b)**又は**c)**により再委託を行う場合には、契約相手方が負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し**4.3**及び**4.4**に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項**b)**又は**c)**に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、官側と協議したうえで、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続を実施する。

4.11 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、支出負担行為担当官と協議するものとする。

付表 1－用語の定義

番号	用語	用語の定義
1	携帯電話用装置	一般市販品携帯電話機に秘匿化した音声の通話及び秘匿化したメールを送受信する機能を持つプログラムをインストールすることにより、秘匿携帯電話端末－秘匿携帯電話端末間の秘匿通話機能、秘匿携帯電話端末－統合電話機間の秘匿通話機能、秘匿携帯電話端末－秘匿携帯電話端末間の秘匿メール及び秘匿携帯電話端末－指揮系端末間の秘匿メールを実現する装置をいう。
2	秘匿携帯電話端末	秘匿アプリケーションをインストールした携帯端末をいう。
3	秘匿アプリケーション	携帯端末内で秘匿通話、秘匿メール、秘匿メッセージ及び秘匿テレビ会議の機能を提供するアプリケーションをいう。
4	防衛省携帯	防衛省で運用される携帯電話で、一般通話、内線通話、一般メール及び省OAメール機能を持つ携帯電話をいう。
5	防衛情報通信基盤（D I I）	防衛省・自衛隊の情報システム等が加入する全省的な通信基盤として、体系的に構築される高速・大容量の通信ネットワークをいう。
6	主局	本システム及び提供機能についての運用・保守を任務とする管理組織を配置する拠点をいう。
7	副局	主局が機能喪失した場合の代替拠点をいう。

付表 2－操作及び運用についての支援項目

項番	項目	実施内容
1	利用者・端末管理者からの問い合わせ及び各種依頼への対応	<p>本装置の操作及び運用について、電話もしくはメールによる問い合わせへの対応（ヘルプデスク）を実施するものとする。</p> <p>なお、各種問題切り分けに関するシステムエンジニア等への作業指示及び経過確認を含むものとする。</p>
2	問い合わせ等内容の記録	<p>問い合わせ等内容は電子的に記録するものとする。また、問い合わせ内容及び対処状況を整理し、ヘルプデスク報告書を作成し官側に提出するものとする。</p>
3	FAQ集及びマニュアルの追加作成・更新	<p>2項にて記録した問い合わせ等内容に関連し、問い合わせ等内容によっては、今後の利用者・端末管理者からの問い合わせを効率化するためのFAQ集（様式任意。ヘルプデスク報告書に含めるものとする。）を作成するものとする。</p> <p>また、問い合わせ等内容によっては、利用者向けまたは端末管理者向けの操作マニュアル（様式任意。ヘルプデスク報告書に含めるものとする。）を追加作成・更新するものとする。</p>

付表3－障害管理

項番	項目	実施内容
1	障害の一次切り分け	<p>問い合わせ窓口等からの障害通知を受けて、本装置の障害、利用者の誤操作もしくは本装置に接続する外部システムのいずれかの一次切り分けを実施するものとする。</p> <p>また、本装置の障害の場合は、携帯電話用秘匿装置用プログラムに関するもの、官側機材に関するもの、部外回線に関するもののいずれかを切り分け、結果について官側に報告するものとする。</p>
2	障害箇所の調査	<p>一次切り分けの結果及び官側の指示に基づき、障害箇所の調査を実施もしくは調査を支援するものとする。</p> <p>なお、秘匿携帯電話プログラムに関する場合、当該プログラムの障害の程度が軽微であり、その修正による影響範囲が他のプログラムに及ばないことが明確である場合は、契約相手方が当該プログラムの修正を実施する。その他の場合、官側の判断により、本仕様書 2.6.5 で実施する改善等要望の検討対象とする。ただし、いずれの場合も、障害の対象となるプログラム及び機能部分が契約不適合期間を過ぎたもののみとするものとする。</p>
3	システム復旧	<p>障害箇所の調査結果及び官側の指示に基づき、復旧方法の検討、復旧スケジュールの設定並びにシステム復旧の実施もしくは支援を実施するものとする。</p> <p>また、復旧後の動作確認を実施するものとする。</p>
4	障害報告書の作成	<p>障害の内容及び対応状況を整理し、障害対応報告書を作成し、官側に提出するものとする。また、内容を都度報告するものとする。なお、障害に伴いパラメータ等を修正した場合は修正箇所について変更管理を実施するものとする。</p>

作業指示書

作業指示番号：第 号 年 月 日			
所 属 階級氏名			
「携帯電話用装置のシステム維持」の契約に関し、下記のとおり作業を指示する。			
履行期限：			
履行場所（役務提供場所）：			
作 業 指 示 内 容	作業実施場所 (役務提供場 所)	期 日	(日間)
	作 業 指 示 事 項		
	記		
	1 対象機器（役務内容）		
	2 作業内容（役務詳細内容）		
	3 その他		
備 考			

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—	
	調 達 要 求 番 号	24K2E6088	
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年11月19日	
	作 成 部 課	統合幕僚監部指揮通信システム部	
	作 成 年 月 日	令和6年11月19日	
品 名	携帯電話用装置のシステム維持		
仕様書番号	JSO-22-6041B		
<p>1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
携帯電話用秘匿装置の構成、機能及び性能等を推察できる情報及び登録情報	システム構成、ネットワーク構成、秘匿機能、認証機能、規約等管理機能、外部インタフェース仕様及びハードウェア構成等に関する情報(試験に関する情報も含む) IPアドレス、電話番号等の登録情報	左記に示す事項のうち、1つ以上該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	以下の全ての情報を非表示とすることにより、携帯電話用秘匿装置の構成、機能及び性能等を推察できない情報は保護すべき情報に該当しない。 ・契約品名 ・調達要求番号 ・システム名 ・携帯電話用秘匿装置固有の装置名 ・秘匿機能、認証機能、規約管理機能及び規約配送機能に関するシーケンス図 ・外部接続装置のIPアドレス また、上記に留意しつつ、電話番号等の登録情報をヘルプデスクにおける業務の範囲で使用する場合、保護すべき情報として扱わない。
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)全体設計書「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)全体設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)共通部詳細設計書「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)共通部詳細設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)クローズ系詳細設計書「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)クローズ系収容設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)クローズ系収容設計書「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)市ヶ谷構内ネットワーク詳細設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)市ヶ谷構内ネットワーク収容設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)市ヶ谷構内ネットワーク収容設計書「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)回線効率化部収容設計書(追録版)「注意」	—	「注意」
貸付品	防衛情報通信基盤(DII)回線効率化部収容設計書「注意」	—	「注意」
3	特記事項 特になし。		

入札書・見積書

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者

連絡先

調達要求番号： 24K2E6088

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履行期限		令和7年3月1日～令和8年2月28日	
			履行場所		仕様書のとおり	
品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
携帯電話用装置のシステム維持	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

